

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成28年12月22日（木）18:32～18:41

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

<関係省庁>

巽 慎一 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

楠目 聖 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画官

川島 均 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐

加藤 正嗣 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐

<事務局>

坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

1 開会

2 議事 3回目の保育士試験

3 閉会

○事務局 最後のコマですが、神奈川県から御提案をいただいています。「3回目の保育士試験」というタイトルですけれども、要は、児童福祉法のところに記載のある保育士試験の実施機関が現在一般社団法人または一般財団法人ということで記載がありますので、これを株式会社にまで拡大してほしい、自前でやりたいという御提案をいただいています。前回、一度ヒアリングということで厚労省からも御意見をいただきましたけれども、今回、またその神奈川特区の提案についての考え方ということですが、一般社団法人と株式会社との違いといいますか、そのことについて記載いただいていますので、そこについて御説明いただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○八田座長 どうぞ。

○異課長 保育士につきましては、先ほどから申し上げますように専門的知識と技術を確保することが重要でございます。そのため、保育士試験は適正かつ確実な実施を担保しなければならないと考えております。

試験の実施の安定性の観点から、特に受験者から徴収する試験手数料収入につきましては、試験事務以外の業務のために使用するのではなくて、原則として試験事務の実施費用に充てることが適当であると思っております。

この点、一般社団法人、一般財団法人につきましては、構成員への配当を行わない非営利法人であることに加えまして、手数料収入による利益を保育士試験事務に使用することが可能であるという特徴があるため、児童福祉法においては保育士試験の指定機関の対象としているところでございます。

一般社団法人の設立に当たっては、出資金とか所管庁認可が不要であって、設立に要する費用が比較的低廉で、設立手続が1週間程度で完了することから、設立に特段の規制を設けておらず株式会社やNPO法人よりも設立しやすいと考えております。

したがって、例えば、法人グループ内で一般社団法人を設立するなどの対応が可能でありまして、現に同様の対応を行っている法人が存在することから、保育士試験機関の指定を受けようとする一般社団法人・一般財団法人以外の法人においては、このような形態での実施が考えられ、必ずしも法制上の措置は要さないのではないかと考えております。

一方、営利法人につきましては、株主の利益を最大化することを目的としておりまして、株主の構成によっては、受験者等の利害関係による影響を受けやすい、また、試験業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験業務が不公正になって、試験運営の適正性が損なわれる可能性が非営利法人に比べて高いといった問題がございます。

さらに、手数料収入の一部が構成員へ配当されるため、手数料収入を経理上区分したとしても、経営が不安定化した場合に、確実な試験実施に支障が生じるおそれがあるということで考えております。

これらの問題点がある上、神奈川県が具体的ニーズを把握しておらず、実際に営利法人から指定の申請があるかどうかも確実ではない中で、法改正を行うことは適当でないと考えております。

なお、保育士試験に限らず、営利法人を指定試験機関としている公的試験制度は承知しておりません。

委託と指定制度の整理の話がございましたが、児童福祉法18条の9に基づきまして、都道府県が保育士試験に関する事務の一部または全部を指定試験機関に行わせる場合、当該事務の一部または全部の実施者は指定試験機関となります。

一方、双方の合意による契約に基づきまして、都道府県から私人に委託を行う場合、試験の実施者あくまで都道府県となり、委託する試験事務の範囲についても双方の契約によって定めることが可能であります。

保育士試験につきましては、「保育士として必要な知識・経験を有するかどうかの判定に関する事務」は、都道府県か指定試験機関が設置する試験委員が行わなくてはならない一方、募集事務あるいは当日の会場運営のように、住民の権利義務への関与が比較的低い業務は、株式会社を含む多様な法人に委託できるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

委員の方から御意見をお願いいたします。

○阿曾沼委員 これはいつも思うことなのですが、医療法人は本業の医業に関わる収益事業はある程度できますが、多くの制限がなされています。従って多くの医療法人はメディカルサービス法人等を設立して人材派遣や共同購買等をしています。また医療法人では特養は設立できないので、わざわざ社会福祉法人を立ち上げて設立し、医療・介護・福祉のシームレスなサービスを提供するなどしています。一方、株式会社は幅広いサービス提供が可能です。医療サービスの多くを株式会社の中で透明性を持ってやることも必要と思っています。

本件も透明性を担保して、市場監視のある株式会社が実施出来る事も必要と思います。当然、公共性や経営的なチェックが必要でしょう。例えば、利益水準、累積赤字額、資産規模、自己資本比率、利用者満足度など客観的なチェックが可能ですから。

私はこの「したがって、例えば法人グループ内に」という事よりも、本来は全てのサービス提供がシンプルに株式会社ができれば良いとは思いますがね。

○八田座長 普通、クローズな法人が株式上場をするというのは本当に大変なことです。

○阿曾沼委員 本当に大変です。

○八田座長 それはみんな公開のために大変なのです。

○阿曾沼委員 JASDAQなど株式市場でのチェックはすごく厳しいですよ。

○八田座長 今、阿曾沼先生もおっしゃったけれども、何でもいいわけではなくて、基準はやはりつくったほうが良いと思うのです。基準をつくってもいいけれども、透明性の観点から見たら、むしろ株式会社のほうが良いように思いますけれどもね。

もう一つ、先ほど永続性がなければいけないとか、そういうことをおっしゃったけれども、もし独占的に認めるならばそれは非常に重要なことだと思うのですが、この場合には3番目ですから、割と独占的な場合と比べてその基準としては緩やかでもいいだろうと思います。

○阿曾沼委員 株式会社でなければいけないということではなくて、選択肢の一つとして認めてくださいということです。

○異課長 営利法人については、先ほど言ったような、株主の利益を最大化するということがあったり、配当がされるということがあったりといった問題がございます。

○八田座長 だからこそ工夫するし、透明にするし、いいのですよ。

○異課長 我々は問題だと思っているわけです。やはりここで大事なものは、適正性と公平

性、公正性と確実性です。その点を我々は担保しないといけないと思っておりますので。もう一つ言うと、やはり法改正するとき、本当にこれは要るのかということは、議論になります。

○阿曾沼委員 やる人が本当にいるかとかの問題ですね。医業継続が可能かの判断もあるでしょうからね。

○異課長 はい。そこはある程度考えていただかないと、我々が仮に法改正するとしても、安定的な試験ができる法人があるかななどを検討しないと、法律をつくるときに立法事実の証明が難しくなるのです。

○八田座長 つくって空っぽでは困るということですね。

○異課長 無意味な法改正にならないようにということです。仮にそうなる困るので、すみませんが、神奈川県には御検討いただければと思います。

○阿曾沼委員 神奈川県は医療機関の株式会社化をかつての特区で実施しましたが、客観的にみて成果がありませんでしたから、そういう思いがあるのだと思います。

○八田座長 それはわかります。

○異課長 そこは、先ほど申し上げたとおりですが、結局意味のない改正になってしまい、何のために法改正したのかという話になるのでよろしくお願いします。

○八田座長 それはチェックしましょう。全くおっしゃるとおり。

○加藤課長補佐 円滑に法改正を進めるに当たっては、立法の必要性和緊急性が必要になってきて、それを説明し切れないといけないのです。

○八田座長 それから、ある種の公平性というのは担保しなければいけないですね。そういうことは十分にやると。

○異課長 そこは当然そうだと思います。

○八田座長 わかりました。どうもありがとうございました。

そちらはこちらでチェックします。